

長期保管に係る銃砲等及び規制薬物等の集中保管要領の制定について（例規）

〔最終改正 令和6. 8. 21 例規刑企・総・生企・地域・交企・備一・サ企第20号〕
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

（概要）

長期保管に係る銃砲等及び規制薬物等の証拠品を警察本部において集中保管する場合の取扱要領等について必要な事項を定めたものです。